

障がい者差別に係る情報提供について

1. 概要

精神障がいを理由として議会等の傍聴を認めない条例・規則等が、全国で460（うち北海道81、宗谷管内6）確認されたとの情報提供が、福祉関係者から道保健福祉部にあった。

障害者差別解消法第7条に定める、障がいを理由とする不当な差別的取扱いに該当する可能性がある。

2. 経緯

(1) 令和4年(2022年)6月3日 秋田魁新報

秋田県大仙市議会事務局が、議会傍聴規則にある「精神に異常があると認められる者」の傍聴を認めない条文の削除や修正を行う方針を明らかにした。

(2) 同年8月11日 秋田魁新報

秋田県大仙市議会が、「精神に異常」の言葉を含む条文を削除するなど規則を改正した。

(3) 同年時期不明 精神障がい関係のミニコミ誌「おりふれ通信」2022年11月号

精神障がいを理由として議会等の傍聴を認めない条例・規則等の条項（制限条項）が、全国で確認された旨の記事が掲載された。

(4) 同年11月30日

十勝管内の福祉関係者から道保健福祉部に、(3)の記事の情報提供があった。

(5) 同年12月

(3)の記事の執筆者を代表とする団体から道保健福祉部に、「長年放置されている精神障害を理由とする制限条項の撤廃を求める要請書」が届いた。

要請書に添付の一覧により、制限条項が確認された自治体が明らかになった。

要請書では制限条項等が放置され存続していた理由等の回答を道に求めている。

3. 道の対応

(1) 道保健福祉部の対応

ア 十勝管内の福祉関係者からの情報及び団体からの要請書が届いた際、各（総合）振興局に情報提供した。

イ 要請書に対して回答するため、各市町村（制限条項が確認されていない市町村含む）に令和5年1月12日付で該当条文の存否等の報告を依頼した。

(2) 宗谷総合振興局の対応

ア (1)アの要請書が届いた際の情報提供を受けて、管内市町村（制限条項が確認されていない町村含む）に情報提供した。

イ (1)アの情報提供及びイの報告依頼と同時に、北海道教育庁宗谷教育局に情報提供した。

(3) 北海道教育庁の対応

ア 文部科学省から制限条項の点検及び見直し等の対応を求める通知を受け、各教育局及び各市町村教育委員会に通知した。

傍聴される皆様への注意事項

1 傍聴するにあたっての注意事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食及び喫煙はできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。
- ただし、地域づくり推進員等が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 携帯電話、スマートフォン、ポケットベル、アラーム付き時計など音の出る機器は、音が出ないようにしてください。
- (5) 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮ください。
- (6) 傍聴中の入退室については、やむを得ない場合を除き、慎んでください。
- (7) その他、会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方は、地域づくり推進員及び事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 銃刀類その他危険なものを持っている方、酒気を帶びている方、その他秩序を乱すおそれのある方の傍聴はお断りいたします。